

〔平16. 2. 13〕
〔金融小 4〕

資 料

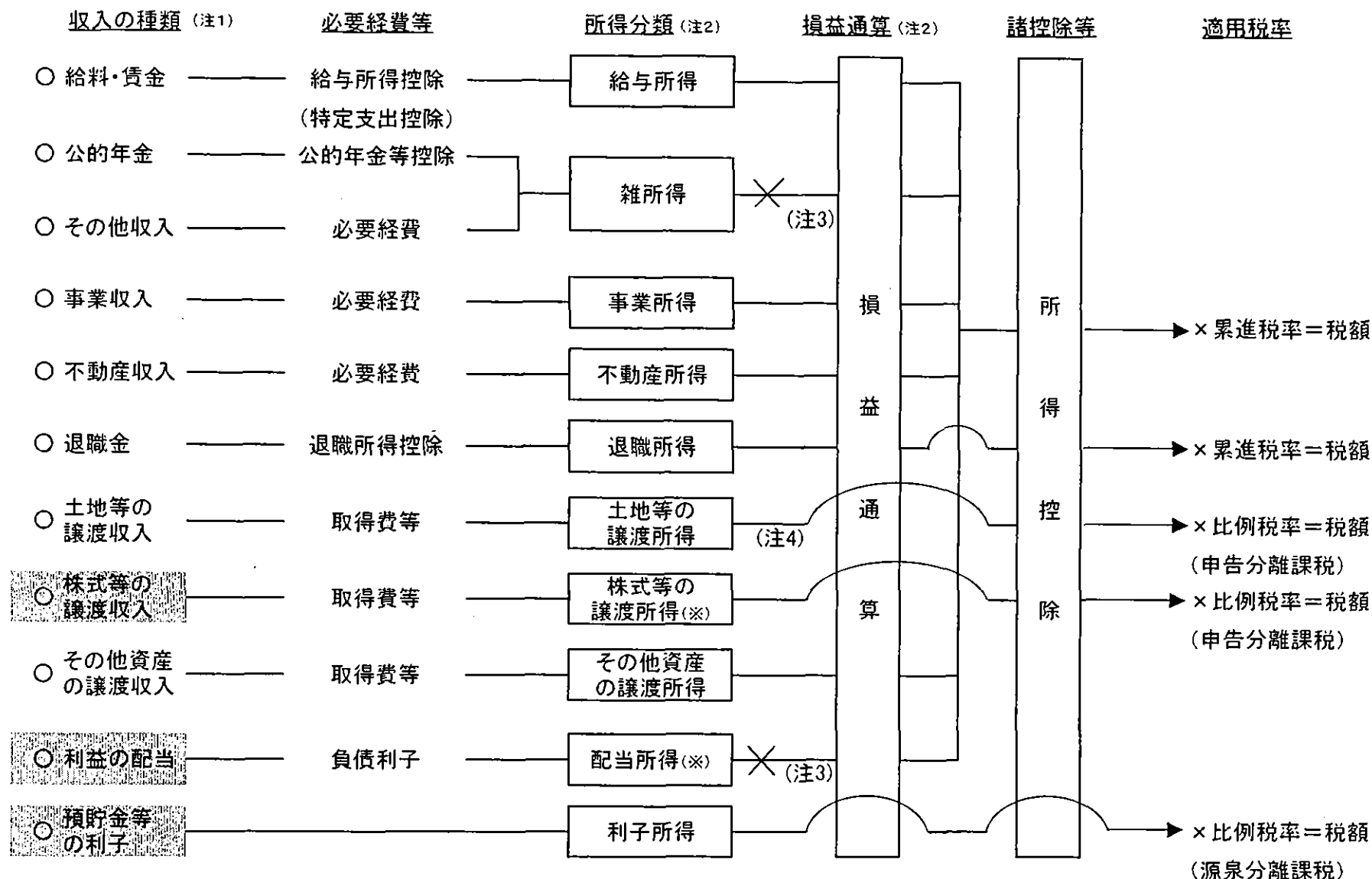
目 次

・ 日本の所得税計算の仕組み（イメージ）	1
・ 損益通算制度の仕組み（イメージ）	2
・ 損益通算の基本的考え方	3
・ 株式譲渡損失について損益通算を制限する理由	4
・ 配当所得に係る損失について損益通算を制限する理由	6
・ 雑所得に係る損失について損益通算を制限する理由	8
・ 諸外国における各種所得に係る主な損失に関する通算制限	9
・ 北欧諸国及びオランダにおける損益通算等の概要	10
・ アメリカの個人所得税（連邦税）計算の仕組み（イメージ）	11
・ イギリスの個人所得税及びキャピタル・ゲイン税計算の仕組み（イメージ）	12
・ ドイツの個人所得税計算の仕組み（イメージ）	13
・ フランスの個人所得税計算の仕組み（イメージ）	14
・ スウェーデンの個人所得課税計算の仕組み（イメージ）	15
・ フィンランドの個人所得課税計算の仕組み（イメージ）	16
・ ノルウェーの個人所得課税計算の仕組み（イメージ）	17
・ オランダの個人所得課税計算の仕組み（イメージ）	18
・ 主な個人向け金融商品に対する課税関係[概要]	19

・ アメリカにおける主な金融商品に対する課税関係[概要]	20
・ イギリスにおける主な金融商品に対する課税関係[概要]	21
・ ドイツにおける主な個人向け金融商品に対する課税関係[概要]	22
・ フランスにおける主な金融商品に対する課税関係[概要]	23
・ スウェーデンにおける主な金融商品に対する課税関係[概要]	24
・ 金融商品に係る損益通算の現状	25
・ 資産滅失について	26

日本の所得税計算の仕組み(イメージ)

未定稿



(注1) 主な収入を掲げており、この他に「山林所得」、「一時所得」、「先物取引に係る雑所得等」などがある。また、各種所得の課税方法についても、上記の課税方法のほか、源泉分離課税や申告分離課税等が適用される場合がある。

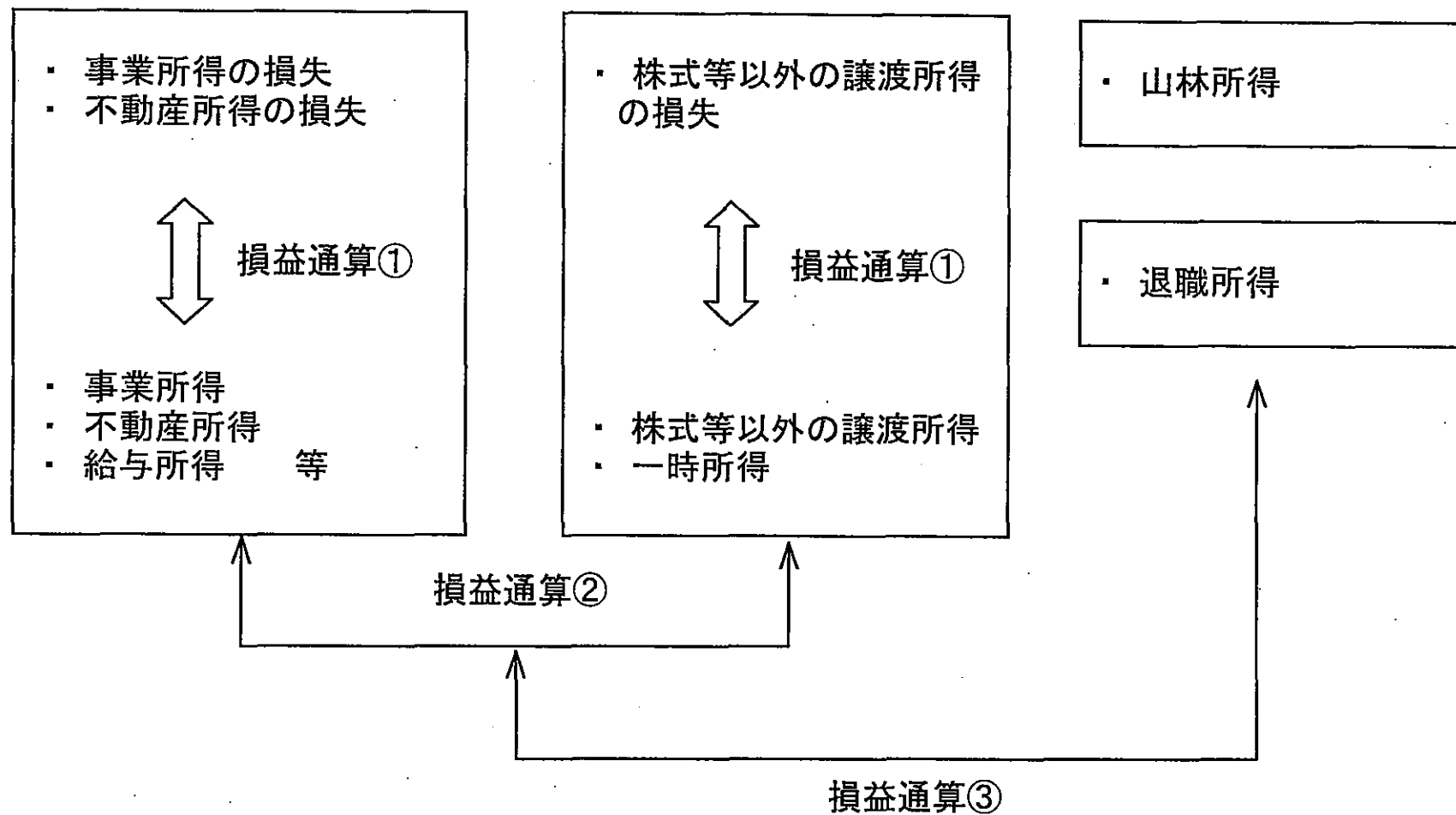
(注2) 各種所得の金額及び課税所得の金額の計算上、一定の特別控除額等が適用される場合がある。

(注3) これらの所得に係る損失額は他の所得金額と通算することができない。

(注4) 平成16年分以後の土地、建物等の譲渡所得金額は他の所得金額と通算することができない。【改正案】

(※) 「株式等の譲渡所得」及び「配当所得」については、一定の要件の下、源泉徴収のみで納税を完了することができる(確定申告不要)。

損益通算制度の仕組み（イメージ）



○ 損益通算の基本的考え方（金子宏教授著「租税法」より）

「所得税法は、所得をその源泉ないし性質に応じて、利子所得ないし雑所得の10種類に分類している。これは各種所得の金額の計算においてそれぞれの担税力の相違を加味しようという考慮に基づくものであって、分類所得税の一つの名残りであるが、しかし他方で、所得税法は、原則として各種所得の金額を合算し、それに一本の税率表を適用することとしているから、わが国の制度は基本的には総合所得税であるといつてよい。」

「損益通算

各種所得の金額を計算する場合に、ある種の所得についてマイナスが出ることがある。その場合には、総合所得税の建前から、他の所得のプラスとの相殺を認める必要がある。そこで、所得税法は、不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額または譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、それをその他の各種所得の金額から控除する旨を定めている。これを損益通算という。ただし、生活に通常必要でない資産にかかる所得の計算上生じた損失は、損益通算の対象から除外されている。また、垂直的公平の維持および不要不急の不動産投資の抑制のための措置として、不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、土地等を取得するために要した負債の利子に相当する金額も、その対象から除外されている。」

○ 株式譲渡損失について損益通算を制限する理由

金融システム改革と金融関係税制（抄）

— 金融課税小委員会中間報告 —

平成 9 年 12 月
税制調査会金融課税小委員会

五 平成 10 年度税制改正において早急に検討すべき課題

2 株式等譲渡益課税への対応

(2) 今回、株式等譲渡益課税について原則課税化から約 10 年を経て本制度を見直し、今後の方向を示すと以下のとおりである。

⑤ 譲渡損失の取扱い

イ、源泉分離課税と申告分離課税が取引ごとに選択できる現行制度の下では、申告分離において譲渡損失ばかりを申告すること等による調整ができるため、次年度以降への繰越しや他の種類の所得との通算を行うことは適当でない。

ロ、申告分離課税に一本化された場合には譲渡損失への配慮も必要であり、例えば、同じ株式等譲渡益との間であれば、次年度以降への繰越しを検討してはどうかとする意見があった。

ハ、他の所得との通算について、納税者番号制度の下で総合課税を行っているアメリカにおいては一定額に制限されており、ほかの主要国では認められていない。これらの取扱いは、譲渡損失の他の所得との性格の違いや損失の発生に任意性があること等によるとされており、こうした考え方を踏まえると、我が国においても他の所得との通算は認めないことが適当である。いずれにしても、申告分離課税の枠組みの中では、所得が生じた場合には他の所得と分離して課税する一方損失のみを通算することには問題がある。

わが国税制の現状と課題（抄）
— 21世紀に向けた国民の参加と選択 —

〔平成12年7月〕
〔政府税制調査会〕

第二 個別税目の現状と課題

一 個人所得課税

8. 課税単位と課税方式等

(3) 損益通算等

① 損益通算

各種の所得を合算して総所得金額等を算出する際に、不動産所得、事業所得、山林所得又は譲渡所得の金額の計算上、損失が生じている場合には、その損失を他の所得の金額から控除して、「損益通算」します。損益通算を行い、総所得金額等を算出した後に、累進税率を適用して税額が算出されます。

ただし、株式等の譲渡益に対して分離課税により一律の税率が適用されている一方で、株式等の譲渡損失について、総合課税により累進税率が適用される給与や事業などの他の所得との損益通算を認めることは、譲渡益と譲渡損失との取扱いに均衡を欠き、公平の観点から問題があることなどを踏まえ、その譲渡損失は他の株式等の譲渡益との間でのみ相殺できることとされています。

また、マンションなどを借入金により購入してこれを貸し付け、利払費や減価償却費を計上することにより、不動産所得の損失を生じさせ、これを給与所得や事業所得から損益通算により控除することにより節税を図る動きが見られます。このような動きに対しては、負担の公平を確保するため、現在講じられているように借入金に係る損失について損益通算の制限措置が必要です。

さらに、譲渡所得の基となる資産のうちゴルフ会員権など一般に生活に通常必要でないと認められる資産に係る損益通算のあり方については、実態を踏まえつつ検討を加えることが必要と考えられます。

近年、金融取引の多様化、複雑化などに伴い、「11. 金融税制」でも述べるように、租税回避のための仕組み（タックス・シェルター）が巧妙になり、例えば操作性の高い所得を利用して意図的に損失を創出し、所得を小さくして、累進的な税負担を逃れるといった租税回避行為が多く見られるようになっていきます。

このような損失を利用する租税回避行為への対応としては、損益通算の制限が考えられます。アメリカにおいては、租税回避行為に対して、パッシブ・アクティビティ・ロス・ルールのように損益通算を制限する措置などが講じられています。

わが国においても、租税回避行為への対応として、操作性の高い投資活動から生じた損失と事業活動などから生じた所得との損益通算の制限について検討が必要と考えます。

○ 配当所得に係る損失について損益通算を制限する理由

答申の審議の内容及び経過の説明（抄）

〔昭和 35 年 12 月〕
〔政府税制調査会〕

第 5 章 国税のその他の問題

第 1 所得税制の整備—所得税の所得分類、課税所得の計算等に関する問題—

I 所得種類ごとの所得の範囲、所得計算等に関する問題

2 配当所得関係—負債利子控除制度の合理化—

（問題の所在）

(3) 現行の負債利子控除の制度については、一定率による概算経費控除に比べれば、所得計算の理論としてすぐれていることはいうまでもないが、損益対応の考え方、投資財産としての株式の性格、さらに税務執行上の認定に関連して、次のような問題点が指摘されている。

(イ) まず、所得計算における損益対応の考え方については、株式等の元本取得に要した負債の利子はその負債によつて取得した株式の配当からのみ控除し、無配の株式の負債利子及びその負債によつて取得した株式の配当金額を超過する負債利子は控除を認めないいわゆる個別対応の考え方をとるか、あるいは個別の対応関係は無視して株式取得に要した負債利子額の総額を配当の収入金額の総額から控除するいわゆる総体対応の考え方をとるかという問題がある。

現行法の条文上は必ずしも個別対応の考え方によることを否定しているとはいえないが、実際の取扱いでは、株式取得に要した負債の利子は、負債によつて取得した株式を有する限り、その負債によつて取得した株式の配当から控除できるほか、さらに負債によらないで取得した他の株式の配当からも控除を認めている（もつとも、現行の税務執行上の取扱いは、全然有配の株式を持たないときはその負債の利子を他の所得と損益通算することは認めていない。）。その結果、無配の株式を取得するために巨額の負債を負い、他に少額の有配の株式を所有することにより、その配当から負債利子を控除して多額の配当所得計算上の損失が生じ、損益通算によつて給与所得等のその他の所得を減少せしめている事例が発生している。

(ロ) 次に、株式取得に要した負債の利子を全額配当所得から控除することについては、本来経常的な配当収入を得る以外に将来の元本価値の値上りを期待して投資が行なわれる株式の性格からみて、株式元本の譲渡所得に負荷すべき負債利子相当部分を認定して配当所得の控除の対象外とすべきでないかという疑問があり、特に、有価証券の譲渡所得が非課税とされている現行

法のもとでは、上記の株式の性格を考慮して、負債利子控除についてなんらかの制限を設けるべきであるという意見がある。

- (ハ) また、株式を取得するために要した負債の利子であるかどうかの認定の問題については、税務の実際面で他の家事上の負債利子との判別が必ずしも容易でなく、公正な執行を期すうえに困難な面のある点が指摘されている。

(検討と結論)

- (4) 上記の問題点について次のような検討を行なった。

- (イ) まず、一般に損益対応の考え方がいかにあるべきかについては、配当所得に限らず、一般的な所得計算のあり方に関連する問題であり、今後の全面的整備に際して、なお十分に検討すべき問題であろう。ただし、さきに述べたように、無配の株式を取得するために巨額の負債を負い、他にたまたま少額の有配の株式を有することにより、その配当から負債利子を控除して多額の配当所得計算上の損失が生じ、損益通算によつて他の所得を減少させているような事例は、はたして担税力に即応した所得計算として妥当かどうか疑問であり、このような事例を生じさせないようにするために、少なくとも配当所得の計算においては、負債の利子を、その負債によつて取得した個々の株式の配当に結び付けて計算する個別対応の考え方をとることも、一つの方法と考えられた。

しかし、税務の執行を考慮した場合、家事上の負債との判別すら必ずしも容易でない現在、そのような厳密な計算をしいることは困難であると考えられ、実務的には、やはり投資財産たる株式から生ずる所得を総体的にとらえざるをえないように思われる。また、このように計算することが、多数の株式に投資する投資家にとってはその所得計算の実感に合致するともいえる。

- (ロ) 他面、投資財産たる株式から生ずる所得を総体的にとらえてみた場合には、株式の配当及び譲渡所得を通じての投資採算を考慮すべきであり、そのような考え方から、株式取得に要した負債の利子は、配当所得と譲渡所得の双方に対応する性格をしていると認められる。この負債利子を全額配当所得の必要経費とみることは、株式等の譲渡所得が全額課税されていれば、特に不合理はないが、現行のように株式等の譲渡所得が非課税とされている制度のもとでは、理論的に正しくないと考えられる。

- (ハ) また、家事上の負債との判別の問題については、原則的には税務執行の運営に期待すべき問題であるが、実際問題として、家事上の負債の利子が混入する危険があることを考えれば、税制上そのことも考慮に入れておかなければならない。

- (5) 当調査会は、上記の検討を通じ、この問題について各種の具体的改正案を作り、それぞれの長短について検討した。

しかし、理論と実務の双方を満足させる理想的な方法は、容易に見当たらず、結局担税力に即応した所得計算を行なうという常識的見地にたち、さらに、上記の(4)の(ロ)及び(ハ)の問題を考慮して現段階においては、株式等の取得に要した負債の利子は、配当の総収入金額を限度として控除し、控除しきれない負債利子額は、他の所得から控除しないこととするのが適当であると認めた。

○ 雑所得に係る損失について損益通算を制限する理由

「雑所得の損益通算の廃止

雑所得の計算上生じた損失の金額について他の所得との通算を認める従来の制度につきましては、もともと雑所得は事業所得や給与所得のような典型的な所得分類に入らない所得を包括する分類でありまして種々の態様のものを含んでいるものの、全体としてみた場合は必要経費がほとんどかからないか、かかっても収入を上回ることのないものが大部分であってこれらについては通算の実益がなく、また、その他の種類の所得である程度支出を伴うものにつきましても、その支出内容に家事関連費的な支出が多いのが実情であって、これについて損益通算を存置する場合にはかえって本来の所得計算のあり方について混乱を招くおそれもあると考えられるのであります。

そこで、今回の改正を機会に、これを改め、雑所得の計算上生じた損失の金額につきましては、他の所得との損益通算はできないこととし、昭和43年分からの所得税から実施することになりました。(後略)」

(「昭和43年 改正税法のすべて」より)

諸外国における各種所得に係る主な損失に関する通算制限（未定稿）

通 算 が 制 限 さ れ て い る 主 な 損 失			
アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
○ 事業・商業活動に係る損失(※) ○ 不動産賃料に係る損失 (※) ○ 投資所得（利子、配当等）に係る損失 ○ 譲渡損失 ※ アット・リスク・ルール、パッシブ・アクティビティ・ロス・ルールあり。(注)	○ 不動産賃料に係る損失 ○ その他収入に係る損失 ○ 譲渡損失	○ 譲渡損失（投機的売買の場合）	○ 農林業事業収入に係る損失 ○ 自由職業事業収入に係る損失 ○ 不動産賃料に係る損失 ○ 譲渡損失

(注) 「アット・リスク・ルール」とは、個人納税者が課税所得の算定上控除できる損失の額は、当該納税者がその活動において実際に負担するリスク総額を限度とする原則（1976年度税制改正において導入。例えば、ノン・リコース・ローン等を用いた投資に係る損失を控除できないこととした。）。

「パッシブ・アクティビティ・ロス・ルール」とは、自らが実質的に事業を行っているとはいえない投資（「消極的活動」）に係る損失（例えば、リミテッド・パートナーシップに係る損失等）について、消極的活動に係る所得以外の他の所得（例えば、事業所得、給与所得、利子、配当等のポートフォリオ所得）とは通算できないこととする原則（1986年度税制改正において導入。）。

北欧諸国及びオランダにおける損益通算等の概要(未定稿)

	スウェーデン	フィンランド	ノルウェー	オランダ
資本所得と勤労所得との通算	不可(注)	不可(注)	- 個人所得では、資本所得は課税対象外(通算不可)。 - 一般所得では、通算可。	不可
資本所得内の通算	- 資産によって一定の限度で資本所得内の通算可。 - 株式譲渡損失は、株式譲渡益と通算可。また、株式譲渡益と通算しきれなかった損失は70%を限度に他の譲渡益を含む資本所得と通算可。	- 譲渡損失以外の損失は、資本所得内の他の利益(利子を除く)と通算可。 - 譲渡損失は、譲渡益とのみ通算可。	- 個人所得では、資本所得は課税対象外(通算不可)。 - 一般所得では、通算可。	- ボックス2所得内の通算可。 - ボックス3では損失発生せず(純資産額に対する4%みなし収益課税)。
支払利子控除 (事業目的以外)	全利子につき、資本所得から控除可。	居住用住宅取得のための借入金利子等につき、投資所得から控除可。	- 個人所得では、控除不可。 - 一般所得では、全利子につき、控除可。	居住用住宅取得のための借入金利子等につき、ボックス1所得(勤労所得等)から控除可。
帰属家賃課税	なし	なし	- 個人所得では、なし。 - 一般所得では、あり。	あり(ボックス1所得に算入)
納税者番号制度	あり	あり	あり	あり

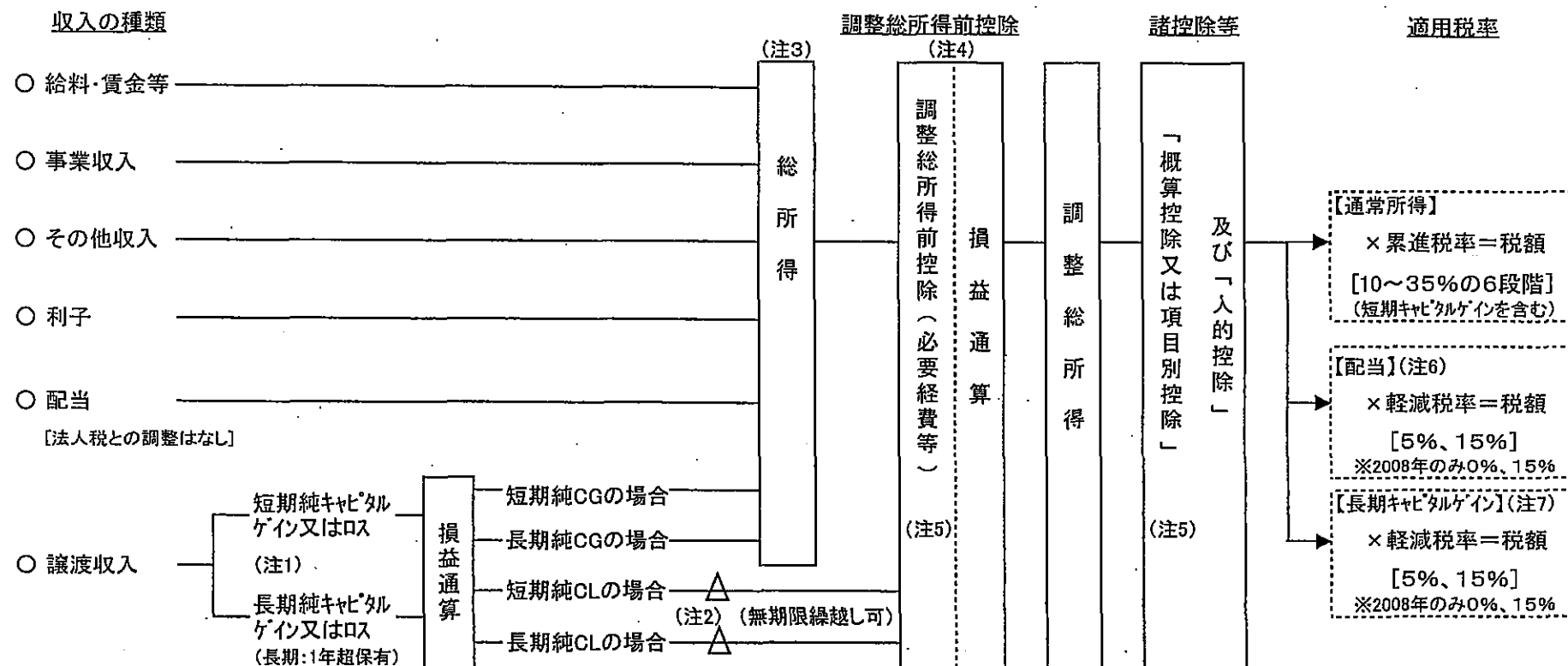
(出典) IBFD“European Taxation Database 2003 (Release2)”、各国資料

(注) 資本所得の合計が負の場合、その一部を勤労所得にかかる税額から控除できる。

未定稿

(2004年1月現在)

アメリカの個人所得税(連邦税)計算の仕組み(イメージ)



(注1) キャピタルゲイン・ロスに係る損益通算については、まず短期(1年以下保有)・長期(1年超保有)別に損益を計算し、次に短期純譲渡損益と長期純譲渡損益を通算する。(損益通算後、)短期純キャピタルゲインが残った場合は他の所得と合算して通常所得のブラケットに応じた通常の税率が適用され、長期純キャピタルゲインが残った場合は他の所得と合算した場合の所得ブラケットに応じて通常とは異なる軽減税率が適用される。

(注2) 損益通算後、短期純キャピタルロス、長期純キャピタルロスが生じた場合には、夫婦共同申告の場合で3,000ドル(約35万円)を限度に総所得からの控除が可能であり、短期・長期の順で総所得から控除し、控除し切れない場合には無期限の繰越しが認められる。

(注3) 原則として、全ての源泉より生じる所得は、法律上別段の定めのある場合を除き、総所得金額に含まれる(所得区分なし)。

(注4) 調整総所得前控除では、事業経費、教員経費、個人退職勘定(IRAs)掛金、転勤費用等の控除が認められている。

(注5) 支払い利子については、調整総所得前控除において事業借入利子、賃貸活動から生じた利子及び適格教育ローン利子が、項目別控除を選択した場合には適格住宅ローン利子、投資利子が、それぞれ一定の限度の下で控除が認められる。

(注6) 2003年1月1日以降に始まる課税年度より施行。但し、2009年1月1日以降に始まる課税年度より2003年ブッシュ減税前(通常税率による総合課税)に復帰。

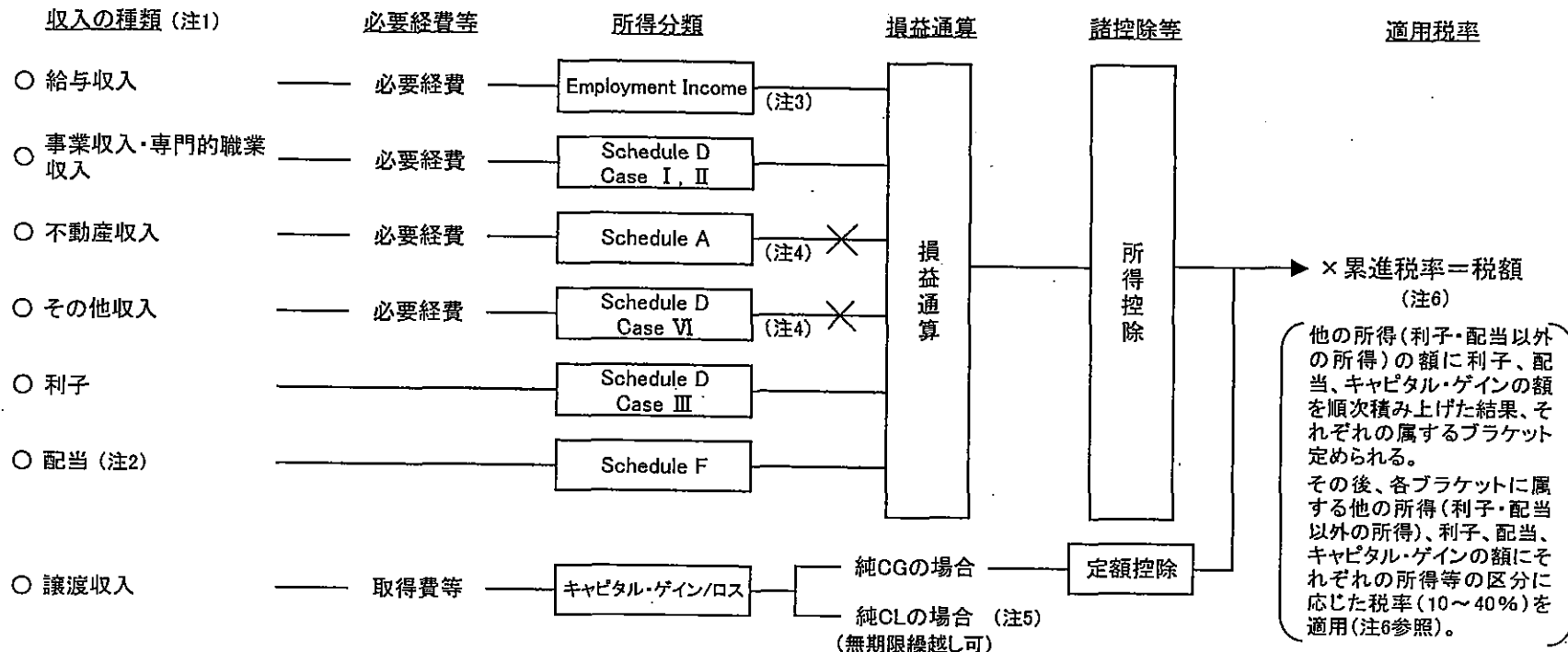
(注7) 2003年5月6日以降に終了する課税年度より施行。但し、2009年1月1日以降に始まる課税年度より2003年ブッシュ減税前(1年超保有:10%、20%、5年超保有:8%、20%(2006年以降18%))に復帰。

備考: 邦貨換算レートは、1ドル=115円(平成16年1月から平成16年6月適用の基準外国為替相場) 1-

イギリスの個人所得税及びキャピタル・ゲイン税計算の仕組み(イメージ)

未定稿

(2004年1月現在)



(注1) 個人の「所得」については所得税が課税され、個人の「譲渡益(キャピタル・ゲイン)」についてはキャピタル・ゲイン税が課税される。

(注2) 株式の配当は、受取配当額とその10/90を課税所得に算入し、算出された税額から受取配当額の10/90を控除する。

(注3) 2003年4月5日以降、給与、年金及び社会保障給付を対象としたSchedule Eという所得分類は廃止され、これらの所得は、それぞれ Employment Income、Pension Income 及び Social Security Income に分類されている(Income Tax (Earnings and Pensions) Act 2003)。

(注4) 不動産所得(Schedule A)及びその他所得(Schedule D, Case VI)に損失が生じた場合、その損失を他の所得と損益通算することは基本的に認められない。

(注5) 当期の全てのキャピタル・ゲインとキャピタル・ロス及び前期から繰り越されたキャピタル・ロスを通算し、なおキャピタル・ロス(純CL)が残る場合は、翌期以降のキャピタル・ゲインと無期限に通算することができる。

(注6) 利子・配当以外の所得、利子、配当及びキャピタル・ゲインに適用される税率はそれぞれ以下のとおり(2003年度)。

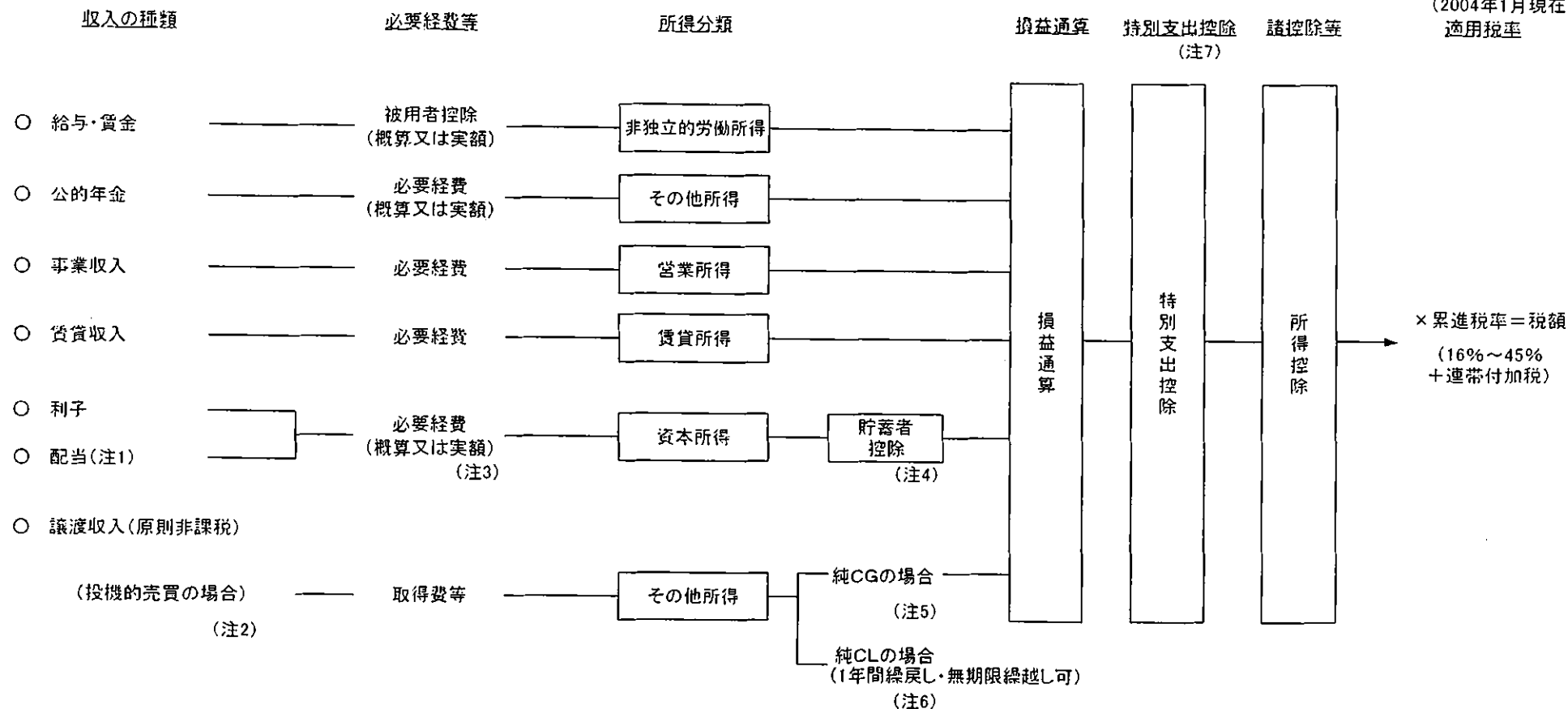
課税所得(ポンド)	利子・配当 以外の所得	利子	配当	キャピタル・ ゲイン
～ 1,960 (約 37 万円)	10%	10%	10%	10%
1,961～30,500 (約 576 万円)	22%	20%	10%	20%
30,501～	40%	40%	32.5%	40%

(備考) 邦貨換算レートは、1ポンド＝189円(裁定外国為替相場：平成15年6月から11月までの間における実勢相場の平均値)。

ドイツの個人所得税計算の仕組み(イメージ)

未定稿

(2004年1月現在)
適用税率



(注1) 株式の配当は、受取配当額の1/2を課税所得に算入する。

(注2) 1年以下保有の有価証券の譲渡、10年以下保有の土地の譲渡等については、投機的売買とみなされ課税対象となる。

(注3) 資本所得(主に利子・配当)については、年間51ユーロ(約6,700円)の必要経費の概算控除が可能(実額控除との選択が可能)。

(注4) 利子等の資本所得については、必要経費の控除後、年間1,370ユーロ(約18万円)の貯蓄者控除が存在する。

(注5) 通算後なお譲渡益がある場合(純CGがある場合)には、他の所得と合算して総合課税される(但し、年間の純CG合計額が512ユーロ(約7万円)未満までの場合は非課税)。

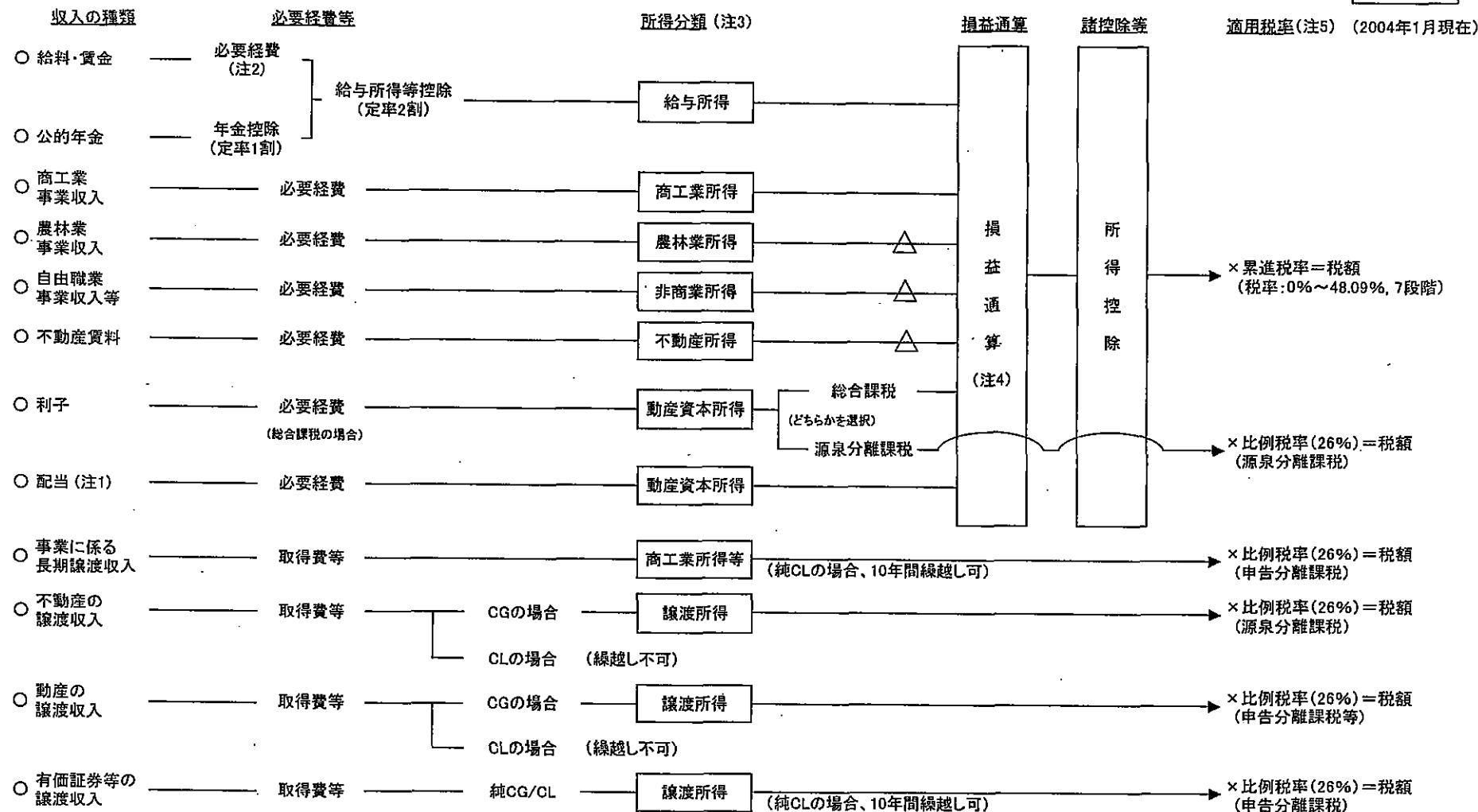
(注6) 投機的売買による譲渡損失がある場合には、投機的売買による譲渡益との間でのみ通算が可能である。投機的売買による譲渡益と譲渡損失を通算後、なお譲渡損失がある場合(純CLがある場合)には、損失の繰戻し(1年)及び繰越し(無期限)が認められる(他の所得との損益通算不可)。

(注7) 社会保険料、生命保険料、税務相談料、研修費等については、特別支出として概算又は実額による控除が認められる。

備考: 邦貨換算レートは、1ユーロ=132円(平成15年6月から11月までの間における実勢相場の平均値)

フランスの個人所得税計算の仕組み(イメージ)

未定稿



(注1) 株式の配当は、受取配当額とその1/2を課税所得に算入し、算出された税額から受取配当額の1/2を控除する。

(注2) 給料・賃金にかかる必要経費については、概算控除と実額控除の選択が可能。

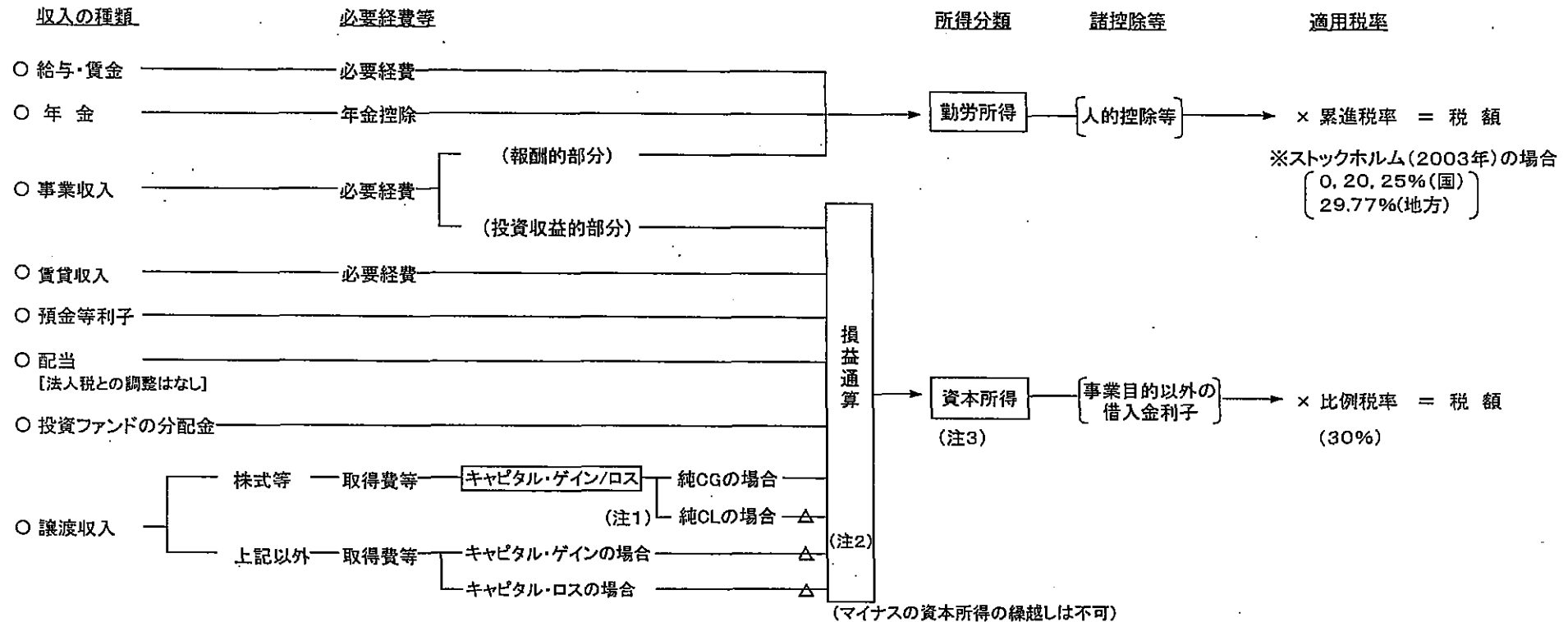
(注3) 各種所得の金額及び課税所得の金額の計算上、一定の特別控除額等の適用がある場合がある。

(注4) 農林業所得、非商業所得及び不動産所得に損失が生じた場合、総合課税に服する他の所得との損益通算は一定の限度の下で認められる。

(注5) 源泉分離課税及び申告分離課税の税率26%には、社会保障関連諸税(計10%)が含まれている。総合課税対象所得には累進税率に加えて、社会保障関連諸税(計8%または計10%)が別途課される。

スウェーデンの個人所得課税計算の仕組み（イメージ）

未定稿
(2002年現在)



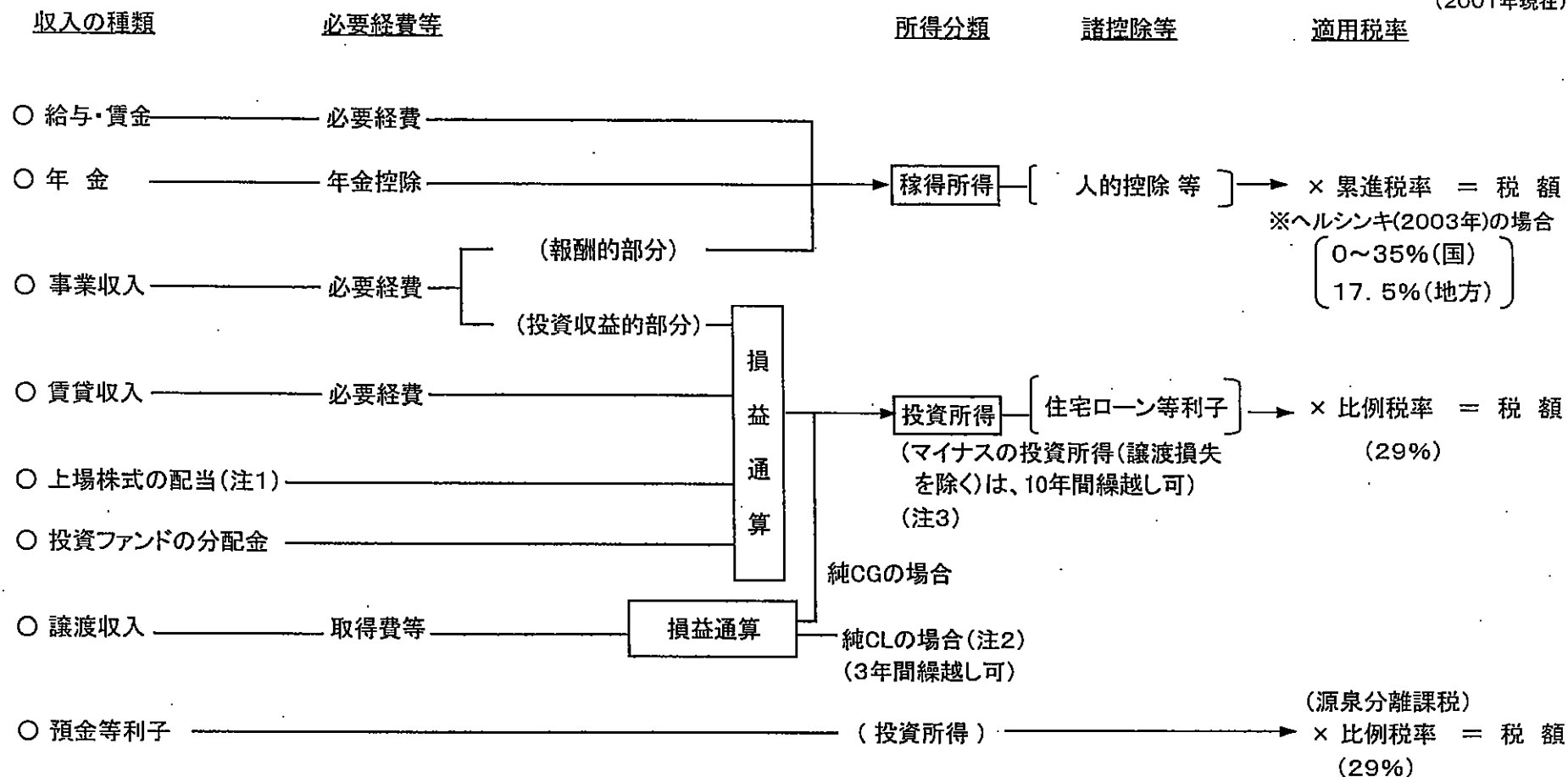
(出典) IBFD "European Taxation Database 2003 (Release 2)"等より作成。

(備考) 邦貨換算レートは、1スウェーデン・クローネ(SEK)=14円(裁定外国為替相場:平成15年6月から11月までの間における実勢相場の平均値)。

フィンランドの個人所得課税計算の仕組み（イメージ）

未定稿

(2001年現在)



(注1) 上場株式の配当は、受取配当額とその29/71を課税所得に算入し、算出された税額から受取配当額の29/71を控除する(完全インピュテーション)。

(注2) 譲渡損失は、譲渡収入以外の他の投資所得と通算できない。

(注3) 投資所得が負となった場合、これに投資所得に係る税率(29%)を乗じた額(1,400ユーロ(約18万円)を限度とする)を稼得所得に係る税額から税額控除可。

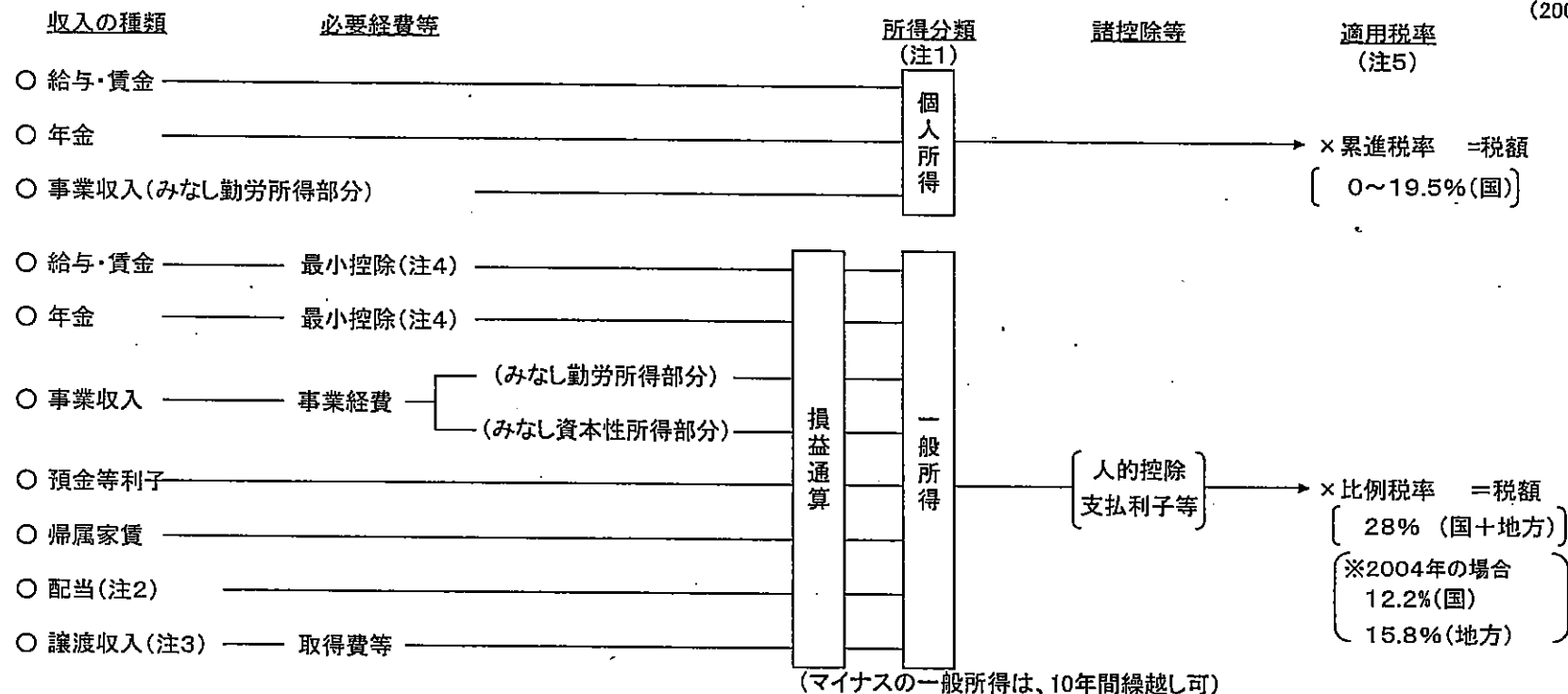
(注4) 預金、不動産等の資産に対しては、富裕税(税率: 純資産額×0.9%)が別途課される。

(出典) IBFD "European Taxation Database 2003 (Release 2)"等より作成。

(備考) 邦貨換算レートは、1ユーロ=132円(裁定外国為替相場:平成15年6月から11月までの間における実勢相場の平均値)。

ノルウェーの個人所得課税計算の仕組み(イメージ)

未定稿
(2003年現在)



(注1) ノルウェーにおいては、資本所得を含む全ての所得に、諸控除等を適用して算出した一般所得に対し、比例税率(28%)を適用(国税と地方税の配分は、毎年見直される)。また、一定額(2003年は原則NOK320,000(約512万円))以上の個人所得(勤労所得)に対し、別途、累進税率(13.5%, 19.5%)を適用(所得付加税(国税))。

(注2) 配当については、完全インプテーションが適用される(株主は、法人の支払税額相当分の税額控除を受ける)。

(注3) 株式については、留保利益(又は損失)に応じて、毎年、取得価格が再評価される("RISKシステム")。

(注4) 給与・賃金及び年金所得については、その24%(最高NOK45,700(約73万円))を関連支出として概算控除できる(実額控除も選択可)。

(注5) 低所得の年金受給者については、その所得額や資産額等に応じて、免税又は軽減課税がなされる場合がある。

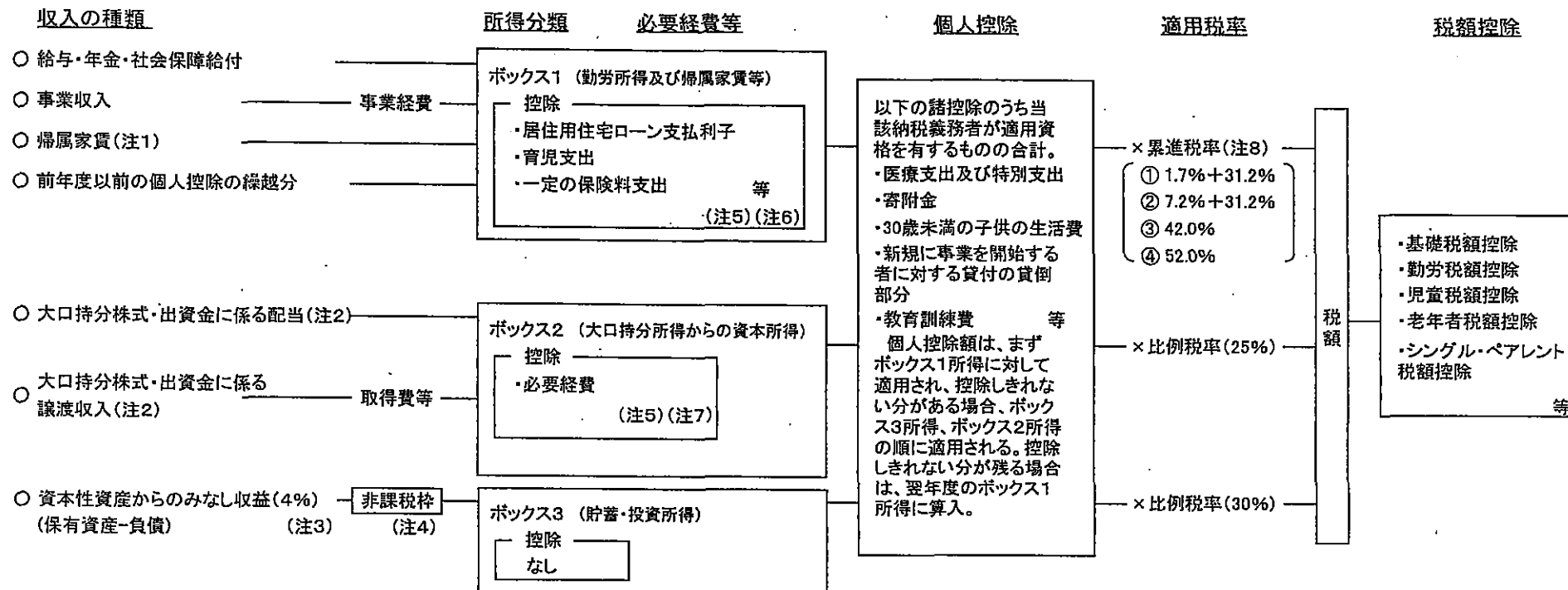
(注6) NOK120,000(約192万円)を超える市場価格のある全ての不動産、動産、債券に対しては、別途富裕税(国税は0.2%, 0.4%の累進税率、地方税は0.7%の比例税率)が課される。

(出典) IBFD "European Taxation Database 2003 (Release 2)"等より作成。

(備考) 邦貨換算レートは、1ノルウェー・クローネ(NOK)=16円(裁定外国為替相場:平成15年6月から11月までの間における実勢相場の平均値)。

オランダの個人所得課税計算の仕組み（イメージ）

未定稿
(2003年現在)



(注1) 帰属家賃は、不動産評価法に基づいた資産価格に応じて、法定収益率(0.3%~0.8%)をかけて算出する(8,200ユーロ(約108万円)を限度)。

(注2) 大口持分とは、当該納税義務者が、単独又は配偶者等と合わせて5%以上所有する場合の、私的有限会社(B.V.)、公的有限会社又は(N.V.)に対する持分。

(注3) 保有資産の適正市場額は、1月1日と12月31日の市場価格の平均から算出する。対象となる保有資産には、貯金、別荘及び賃貸用住宅(居住用住宅は含まれない)、ボックス2に分類されなかった株式・その他の有価証券等が含まれる。また負債には居住用住宅に係る住宅ローン等は含まれない。なお、支払利子及びその他の経費の控除は認められない。

(注4) 資本性資産には、18,800ユーロ(約248万円)の非課税枠(65歳以上である場合や、扶養する子供の数に応じて増額)がある。

(注5) 各ボックス内で生じた控除しきれなかった部分と他のボックス所得との通算は認められない。

(注6) ボックス1所得について控除しきれなかった部分は、3年間の繰戻し、8年間の繰越しが認められる。ただし、会計帳簿の適切な保存を条件に、事業に係る欠損金がボックス1内で最後に残った場合は無期限の繰越しが認められる。

(注7) ボックス2所得について控除しきれなかった部分は、3年間の繰戻し、無期限の繰越しが認められる。ただし、一定の場合には、ボックス1に対する税額控除への転換が可能。

(注8) 第1及び第2ブラケットの所得については、所得税に加え、31.2%の社会保険料が課される。

(出典) IBFD "European Taxation Database 2003 (Release2)"、オランダ租税関税庁ホームページ、オランダ財務省 "Taxation in Netherlands 2003"、同 "Revision of Taxation 2001" 等により作成。

(備考) 邦貨換算レートは、1ユーロ=132円(裁定外国為替相場:平成15年6月から11月までの間における実勢相場の平均値)。

主な個人向け金融商品に対する課税関係[概要]

		保有段階	売却		払戻し(解約・償還)	
			利益	損失	利益	損失
預貯金	普通預金	利子所得[20%源泉分離課税]	—	—	—	—
公社債	利付債	利子所得[20%源泉分離課税]	非課税	ないものとみなす	雑所得[総合課税]	課税関係なし
	割引債	—	非課税	ないものとみなす	雑所得[発行時18%源泉分離課税]	雑所得から控除可
株式	上場株式	配当所得[20(10)%源泉徴収]	譲渡所得[20(10)%源泉徴収選択]	株式譲渡損(3年間繰越可)	—	—
	非上場株式	配当所得[20%源泉徴収]	譲渡所得[26%申告分離課税] 【改正案】 譲渡所得[20%申告分離課税]	株式譲渡損	—	—
投資信託等	公社債投資信託	利子所得[20%源泉分離課税]	非課税	ないものとみなす	利子所得[20%源泉分離課税]	ないものとみなす
	公募株式投資信託	配当所得[20(10)%源泉徴収]	譲渡所得[26%申告分離課税] 【改正案】 譲渡所得[20(10)%源泉徴収選択]	株式譲渡損 【改正案】 株式譲渡損(3年間繰越可)	配当所得[20(10)%源泉徴収]	株式譲渡損 【改正案】 株式譲渡損(3年間繰越可)
	ETF	配当所得[20(10)%源泉徴収]	譲渡所得[20(10)%源泉徴収選択]	株式譲渡損(3年間繰越可)	—	—
	Jリート	配当所得[20(10)%源泉徴収]	譲渡所得[20(10)%源泉徴収選択]	株式譲渡損(3年間繰越可)	—	—

アメリカにおける主な金融商品に対する課税関係[概要]

未定稿

(2004 年 1 月現在)

		保有段階	換金段階(売却・解約・償還)	
			利益	損失
預貯金	普通預金	利子 [10～35%の 6 段階で総合課税]	—	—
公社債		利子 [10～35%の 6 段階で総合課税]	売却・解約・償還による 実現額と調整投資基準額(注 3)の差額は、 プラスの場合、原則として、 短期(1 年以下保有)キャピタル・ゲイン [10～35%の 6 段階で総合課税] 長期(1 年超保有)キャピタル・ゲイン [5、15%の 2 段階で総合課税]	売却・解約・償還による 実現額と調整投資基準額(注 3)の差額は、 マイナスの場合、原則として、 キャピタル・ロスとしてキャピタル・ゲインと 損益通算し、純キャピタル・ロスが生じた 場合は、夫婦共同申告の場合で年間 3,000ドル(約 35 万円)まで、他の通常所得 (給与、利子、配当等)との通算が認めら れる(無期限の繰越し可)
		発行差金(OID)(注 2) [10～35%の 6 段階で総合課税]		
株式		配当 [5、15%の 2 段階で総合課税]		
投資信託等	一定の証券投資信託 (RIC:規制投資会社)	分配金の源泉別に課税。主なものとして、 配当の分配 [5、15%の 2 段階で総合課税] 長期キャピタル・ゲインの分配 [5、15%の 2 段階で総合課税] その他通常の分配(利子等) [10～35%の 6 段階で総合課税] 非課税利子の分配[非課税]		
	REIT (不動産投資信託)	分配金の源泉別に課税。主なものとして、 配当の分配 [5、15%の 2 段階で総合課税] 長期キャピタル・ゲインの分配 [5、15%の 2 段階で総合課税] その他通常の分配(不動産賃貸料等) [10～35%の 6 段階で総合課税]		

(注1) 上記は原則あるいは代表的な金融商品に関する課税関係を記述したものであり、様々な金融商品の類型、異なる税務会計基準(現金主義又は発生主義)の採用、納税者番号の使用の有無等により、異なる課税関係が生じ得ることに留意。なお、上記課税関係は、連邦所得税のみを記述したものであり、殆どの州及び一部の市において、別途、個人所得税が課されることにも留意。

(注2) 発行差金(OID: Original Issue Discount)とは、原則として、発行価格と満期時における表示償還価額との差額をさす。

(注3) 調整投資基準額(adjusted basis)とは、取得費(投資基準額:basis)を、未払い発生利子や発行差金(OID)等により加算調整し、プレミアム発行分の償却分等により減算調整したもの。

(備考) 邦貨換算レートは、1ドル=115 円(平成 16 年 1 月から平成 16 年 6 月適用の基準外国為替相場)

イギリスにおける主な金融商品に対する課税関係[概要]

未定稿

(2004 年 1 月現在)

		保有段階	換金段階(売却・解約・償還)	
			利益	損失
預貯金	普通預金	利子(Schedule D, Case III) [20%源泉徴収] [10、20、40%の3段階で総合課税]	—	—
公社債 (適格公社債)	利付債	利子(Schedule D, Case III) [20%源泉徴収] [10、20、40%の3段階で総合課税]	非課税	ないとみなす
	ゼロクーポン債(注2)	—	割引額(discount)(Schedule D, Case III) [10、20、40%の3段階で総合課税]	ないとみなす
株式		配当(Schedule F)(注3) [10、32.5%の2段階で総合課税]	キャピタル・ゲイン [10、20、40%の3段階で総合課税]	キャピタル・ロス [キャピタル・ゲインとのみ通算が 認められる(無期限繰越し可)]
投資信託 (適格投資信託)	配当として分配が 行われる場合	配当の分配(Schedule F)(注3) [10、32.5%の2段階で総合課税]	キャピタル・ゲイン [10、20、40%の3段階で総合課税]	キャピタル・ロス [キャピタル・ゲインとのみ通算が 認められる(無期限繰越し可)]
	利子として分配が 行われる場合	利子の分配(Schedule D, Case III) [20%源泉徴収] [10、20、40%の3段階で総合課税]		

(注1) 上記は原則あるいは代表的な金融商品に対する課税関係について記述したものであり、様々な金融商品の類型等により、異なる課税関係が生じ得ることに留意。個人の「所得」については所得税(通常の税率は10、22、40%の3段階)が課税され、個人の「譲渡益(キャピタル・ゲイン)」についてはキャピタル・ゲイン税が課税される。

(注2) ゼロクーポン債の換金段階では、割引額(discount)に対して所得税が課税される(キャピタル・ゲイン税は非課税とされている)。

(注3) 株式の配当(投資信託の配当の分配)は、受取配当(分配)額とその10/90を課税所得に算入し、算出された税額から受取配当(分配)額の10/90を控除する。

ドイツにおける主な個人向け金融商品に対する課税関係[概要]

未定稿

(2004 年 1 月現在)

		保有段階	換金段階(売却・解約・償還)	
			利益	損失
預貯金	普通預金	利子 [30%源泉徴収] [16.9～47. 5%で総合課税]	—	—
公社債	利付債	利子 [30%源泉徴収] [16.9～47. 5%で総合課税]	原則、非課税(注 3)	原則、ないとみなす(注 4)
	ゼロクーポン債	—	利子とみなす [16.9～47. 5%で総合課税]	ないとみなす
株式		配当(注 2) [20%源泉徴収] [16.9～47. 5%で総合課税]	原則、非課税(注 3)	原則、ないとみなす(注 4)
投資信託等		分配金の源泉別に課税。主なものとして、 利子の分配 [30%源泉徴収] 配当の分配(注 2) [20%源泉徴収] [16.9～47. 5%で総合課税]	原則、非課税(注 3)	原則、ないとみなす(注 4)

(注1) 上記は原則あるいは代表的な金融商品に関する課税関係を記述したものであり、様々な金融商品の類型等により、異なる課税関係が生じ得ることに留意。なお、上記の税率は、所得税(連邦・州・市町村の共有税)に連帯付加税(連邦税; 所得税率の 5.5%)を加えたものである。

(注2) 株式の配当(株式投資信託の配当の分配)は、受取配当(分配)額の1/2を課税所得に算入する。

(注3) 換金段階の利益は、原則として非課税とされているが、投機的売買の場合(1年以下保有の有価証券の譲渡)については、その他所得として総合課税の対象となる。

(注4) 換金段階の損失は、原則としてないとみなされるが、投機的売買による譲渡損失がある場合には、投機的売買による譲渡益との間でのみ通算が可能である。投機的売買による譲渡益と譲渡損失を通算後、なお譲渡損失がある場合には、損失の繰戻し(1 年)及び繰越し(無期限)が認められる(他の所得との損益通算不可)。

フランスにおける主な金融商品に対する課税関係[概要]

未定稿

(2004年1月現在)

		保有段階	換金段階			
			売却		払戻し(解約・償還)	
			利益	損失	利益	損失
預貯金	普通預金	利子 [26%源泉分離課税または総合課税]	—			
公社債	利付債	利子 [26%源泉分離課税または総合課税]	キャピタル・ゲイン [26%申告分離課税]	キャピタル・ロス [キャピタル・ゲインと のみ通算が認められ る(10年間繰越可)]	償還プレミアム [26%源泉分離課税 または総合課税]	利子に係る損失 [償還の前年に支払わ れた当該債券の利子と のみ通算が認められる (総合課税の場合)]
	ゼロクーポン債	—				—
株式		配当(注4) [総合課税]			—	
投資信託	会社型投資信託 (SICAV) 及び 契約型投資信託 (FCP)	分配金の源泉別に課税(注5)。 主なものとして、 利子の分配 [26%源泉分離課税または総合課税] 配当の分配(注4) [総合課税]			キャピタル・ゲイン [26%申告分離課税]	キャピタル・ロス [キャピタル・ゲインと のみ通算が認められる (10年間繰越可)]

- (注1) 上記は原則あるいは代表的な金融商品に関する課税関係を記述したものであり、様々な金融商品の類型等により、異なる課税関係が生じ得ることに留意。
- (注2) 総合課税の場合、利子、配当及び償還プレミアムは、他の所得と合算した上で累進税率(0～48.09%の7段階)が適用されるが、合算前に別途社会保障関連諸税(計10%)が課される。
- (注3) 源泉分離課税及び申告分離課税の税率26%には、社会保障関連諸税(計10%)が含まれる。
- (注4) 株式の配当(投資信託の配当の分配)は、受取配当(分配)額とその1/2を課税所得に算入し、算出された税額から受取配当(分配)額の1/2を控除する。
- (注5) 個人投資家が会社型投資信託(SICAV)または契約型投資信託(FCP)から受け取る分配金については、分配金の原資となる運用益の所得の種類(利子、配当、非課税所得等)により、課税関係が異なる。

スウェーデンにおける主な金融商品に対する課税関係[概要]

未定稿

(2004 年 1 月現在)

		保有段階	換金段階(売却・解約・償還)	
			利益	損失
預貯金		資本所得 [30%源泉徴収] [30%の比例税率]	—	—
公社債		[利子] 資本所得 [30%源泉徴収] [30%の比例税率]	資本所得 [30%の比例税率]	キャピタル・ロス [キャピタル・ロスは、その 100%を資本所得から 控除可(繰越しは不可)。]
		[割引額(discount)] —		
株式		資本所得 [30%源泉徴収] [30%の比例税率]	資本所得 [30%の比例税率]	キャピタル・ロス [キャピタル・ロスは、その 100%を株式・株式投資 信託(公開)等のキャピタル・ゲインと通算可。 通算しきれない場合は、その 70%をその他の資 本所得から控除可(繰越しは不可)。]
投資信託等	株式投資信託 (公開)	資本所得 [30%源泉徴収] [30%の比例税率]	資本所得 [30%の比例税率]	キャピタル・ロス [キャピタル・ロスは、その 70%を資本所得から 控除可(繰越しは不可)。]
	株式投資信託 (未公開)	資本所得 [30%源泉徴収] [30%の比例税率]	資本所得 [30%の比例税率]	

(注1) 上記は原則あるいは代表的な金融商品に関する課税関係を記述したものであり、様々な金融商品の類型等により、異なる課税関係が生じ得ることに留意。

(注2) スウェーデンにおいては、勤労所得と資本所得を分離して課税しており(二元的所得税制度)、資本所得については、利子、配当、キャピタル・ゲイン、家賃収入等を合算し、借入利子とキャピタル・ロスを控除した額に対して、一律 30%の比例税率を適用する。

金融商品に係る損益通算の現状

	上場株式の配当 公募株式投資信託 の収益分配金	非上場株式の配当	上場株式の譲渡益 公募株式投資信託 の譲渡益【改正案】	非上場株式の譲渡益	預貯金の利子 公社債の利子 公社債投資信託 の収益分配金	公社債(利付債) の償還益	公社債の譲渡益 公社債投資信託 の譲渡益
	配当所得	配当所得	株式譲渡所得	株式譲渡所得	利子所得	雑所得	非課税
	総合課税 〔20(10)%源泉徴収 申告不要〕	総合課税 〔20%源泉徴収 少額配当申告不要 (所得税のみ)〕	20(10)%申告分離 〔20(10)%源泉徴収選択 申告不要〕	26%申告分離 【改正案】 20%申告分離	20%源泉分離	総合課税	
株式の譲渡損 公募株式投資信託 の譲渡損・解約損	×	×	○	○	×	×	—
公社債の譲渡損 公社債投資信託 の譲渡損・解約損	損失はないものとみなす						
預貯金、公社債 の元本割れによる損失 会社の倒産等による 株式の無価値化	—						

○ 資産減失について

－ 基本的な所得税の考え方 －

